

令和4年第1回睦沢町議会定例会会議録

令和4年3月3日(木)午前9時開会

出席議員(13名)

1番	米倉英希	3番	小川清隆
4番	酒井康雄	5番	丸山克雄
6番	久我眞澄	7番	久我政史
8番	麻生安夫	9番	今関澄男
10番	中村義徳	11番	中村勇
12番	市原重光	13番	伊原邦雄
14番	田邊明佳		

欠席議員(1名)

2番 島貫孝

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	中村幸夫	企画財政課長	平山義晴
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	小高俊一
健康保険課長	白井住三子	健康保険課主幹	吉野栄子
産業建設課長	大塚晃司	会計管理者	秦悦子
総務課主査兼 行政管財班長	池澤竜二	企画財政課主査補	内山裕介
睦沢町農業委員会 事務局局長	大塚晃司	教育長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹 (指導主事)	岡本哲夫
選挙管理委員会 書記	中村幸夫		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 鈴木 政 信                  書                  記   麻 生 健 介  
書                  記   伊 藤      晃

---

議 事 日 程 (第 1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 一般質問  
日程第 4 議案第 1号 睦沢町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について  
日程第 5 議案第 6号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算(第9号)  
日程第 6 議案第 7号 令和3年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第 7 議案第 8号 令和3年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第 8 議案第 9号 令和3年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
日程第 9 議案第10号 令和3年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第10 議案第11号 令和4年度睦沢町一般会計予算  
日程第11 議案第12号 令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計予算  
日程第12 議案第13号 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第13 議案第14号 令和4年度睦沢町介護保険特別会計予算  
日程第14 議案第15号 令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（田邊明佳君） 皆さん、おはようございます。

皆さんにご報告いたします。

島貫孝議員ですが、本人からやむを得ない事情のため、本日の会議を欠席される旨の申出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから令和4年第1回陸沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（田邊明佳君） 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和3年10月分から12月分の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（田邊明佳君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る2月15日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、丸山克雄委員長から報告があります。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） 2月15日午前9時から議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容につきましてご報告いたします。

案件は、本日招集されました令和4年第1回議会定例会の運営についてであります。

議案等につきましては、新年度予算、補正予算のほか、新規条例の制定、条例の一部改正、人事案件などを合わせて23議案であります。

今期定例会の運営において、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

まず、本日の予定であります、日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。この会期でございますが、協議の結果、本日から10日までの8日間に決定いたしました。

日程第3では、一般質問を行います。

日程第4から日程第9まで審議していただく案件ですが、日程第4、議案第1号では、新規条例の制定、また、日程第5、議案第6号から日程第9、議案第10号までは、令和3年度各会計の補正予算についての審議をお願いいたします。

そして、日程第10から日程第14では、令和4年度の一般会計予算ほか4特別会計予算を一括議題とし、提案理由説明までを予定いたしました。

本日の予定は以上であります。

次に、明日4日の予定についてご説明いたします。

日程第1から日程第5といたしまして、令和4年度の各会計予算に関する総括質疑を行います。

その後、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、令和4年度の各会計予算に関わる審査を委員会に付託することにいたします。

続いて、日程第6、議案第2号から日程第9、議案第5号は一括議題とし、条例の一部改正について、提案理由説明までを予定いたしました。

以上が4日の予定であります。

5日、6日は休日のため、また、7日から9日までの3日間は、予算審査特別委員会の開催のため休会といたします。

次に、最終日10日の予定について申し上げます。

日程第1から日程第5といたしまして、令和4年度の一般会計予算ほか4特別会計予算の審査に関する委員長報告、討論、採決を行います。

その後、日程第6から日程第9といたしまして、議案第2号から議案第5号までについての質疑、討論、採決を行います。

最後は人事案件ですが、日程第10、議案第16号は、固定資産評価審査委員会委員の選任、また日程第11、議案第17号から日程第17、議案第23号までの農業委員会の委員の任命についての7議案は一括議題といたします。なお、この人事案件については、質疑と討論を省略し、直ちに採決するようお願いいたします。

採決の方法はいずれも起立によりお願いいたします。

今期定例会の運営等の決定事項は以上です。

長期間となりますが、本定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

---

#### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（田邊明佳君） ここで町長からご挨拶と行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第1回睦沢町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月の声を聞き、ここ数日は暖かい日が続いておりますが、今年も日々の寒暖の差が大きく、体調管理に苦慮する毎日が続いております。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営に格別のご理解を賜り、住民福祉の向上に向けてのご指導、ご協力に心から感謝を申し上げますところでございます。

昨今、テレビ、新聞等で報道されている緊迫化するウクライナ情勢ですが、停戦協議を開始したとの報道もありますが、先行き不透明で、貿易摩擦や人権デューデリジェンス、これは、人権侵害行為の調査、予防、対応策を講じることを言うわけではありますが、様々な問題がさらに複雑化される可能性があり、大変危惧するところでございます。

また、なかなか収束とされない新型コロナウイルス感染者については、本町においても100名を超えてしまい、ここに来て、急激な増加は抑えられているものの、重症患者や検査なしでの医師が判断するみなし陽性者が増えております。

ワクチン接種の第3回目については、先日の日曜日に集団接種2日目を終え、また、5歳から11歳までについては、この3月から接種が出来るよう準備を進めているところであり、今後も引き続き、感染対策に努めてまいります。

さて、本定例会では、令和4年度一般会計予算ほか特別会計予算、条例の新規制定及び一部改正、そして、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算及び人事案件であります。

慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

福祉課所管についてですが、1月19日、議会臨時会で補正予算としてご承認いただきました住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の臨時給付金についてご報告いたします。

令和3年度住民税非課税の世帯について、1月26日に672世帯に対して確認書を送付し、2月16日までに申請のありました540世帯に対して、2月25日に1世帯10万円の給付金を支給したところでございます。

その後に申請のありました対象世帯につきましては、随時支給させていただいております。なお、令和3年度1月以降に家計急変のありました世帯の申請の受付期間は9月30日までとなっているところでございます。

以上、私からの挨拶と行政報告を申し上げます。本日からの議会定例会、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田邊明佳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。1番、米倉英希議員、3番、小川清隆議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（田邊明佳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日から10日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から10日までの8日間に決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（田邊明佳君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告されております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理

され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

なお、1月の臨時議会において、睦沢町議会改革特別委員会委員長より報告があったとおり、本定例会から、発言については1回目を一括質問、一括答弁とし、再質問2回目以降は、大項目ごとに一問一答で行います。

また質問回数については、一括質問、一括答弁の後の一問一答について、質問内容ごとに2回までといたします。

また質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部ともに登壇して行うこととし、2回目以降については、議員執行部ともに自席にて行ってください。

発言時間は従来どおり60分です。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

---

#### ◇ 久 我 政 史 君

○議長（田邊明佳君） 最初に7番、久我政史議員の発言を許します。

久我政史議員。

○7番（久我政史君） それでは、大きく二つの質問についてしたいと思います。

まず一つ目、学校教育について。

オンライン授業について、まず、どのくらい実施したのかなということです。

学年、教科、色々違うと思うんですけども、こういうのをやってみたということで、その反応といたしまして、児童・生徒、あるいは保護者の反応はどうであったのかなということを、まずオンライン授業についてお聞きしたいと思います。

その次、小学校の登下校について、見守りをやっている方がいるんですけども、その場所がどこで何人で、時間、何十分ぐらいやっているのかなということ。

もう一つは、ジャンパーとか帽子とか雨がっぱ等、何か必要なものをどのくらい支給しているのか。

その次、学童についてですけども、何人で指導しているのか。1人何人ぐらいにその担当が付いているのか。1日何時間ぐらい指導し、時給は幾らなのかと。

その次、二つ目として空き家についてお聞きしたいと思います。

最近、私の近くでも、空き家というか、垣根と手入れがかなり進んでいるなということで、その全体的な進捗状況がどうなっているのかなと、教えて欲しいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 久我政史議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初に私からは、2点目の空き家についてお答えをし、1点目の学校教育については教育長からお答えをさせていただきます。

初めに、空き家対策の進捗状況はどうかについてですが、空き家は全国的な状況と同様に、本町においても増加傾向であり、大きな社会問題となっています。ちなみに町内には、令和3年4月時点における空き家の件数はおよそ160件であると把握しております。

そこで町では、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、昨年5月に策定した睦沢町空家等対策計画に基づき、空き家化の予防、空き家の利活用、空き家の解消の三つの柱をバランスよく推進しているところでございます。

今年度の取組内容としては、空き家の管理を適正に進めるため、睦沢町シルバー人材センターと相互に情報提供や、所有者からの相談に対し、依頼先の明確化が図れるように、協定を締結いたしました。

また、空き家が要因となる防犯、火災予防の観点から、不適切な空き家の解消に向け、茂原警察署並びに広域消防本部と情報の共有等の連携、協力がスムーズに行えるよう、現在協議を進めているところでございます。

次に、何件に通知を出し、その結果がどうなっているかについてですが、町では、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性のある管理不全な空き家については、所有者に対して空き家の適切な管理に努めるよう、状況の写真をつけた文書を送付しまして、指導をしているところでございます。

過去3年間の通知件数を申し上げますと、令和元年度には8件の相談、通報があり、その所有者に通知をさせていただき、6件が改善されております。令和2年度には同じく8件の相談、通報があり、通知をさせていただいた結果、5件の改善がなされました。令和3年度は、1月までの数字になりますが、12件の相談、通報があり、通知をさせていただいた結果、6件の改善がなされました。

通報等の内容は、隣接地に樹木が越境していたり、伸びた雑草が周辺の視界を不良にしているなど、樹木・雑草の繁茂により生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるケースが圧倒的に多くなっています。なお、未改善の箇所については、今後も定期的に経過観察していくとともに、通知文書による指導を継続していきますので、ご理解を賜りますようお願いを



申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 久我政史議員のご質問にお答えいたします。

学校教育についての1点目。

オンライン授業をどれくらい実施したか、学年、教科による違いはどうであったか、児童・生徒、保護者の反応はどうであったかについて、関連がありますので一括でお答えいたします。

最初に、オンライン授業をどれくらい実施したかについてですが、小学校は全学年で双方向の授業を2回行いました。中学校は、授業ではありませんが、夏休みに通信状態の確認も含め、双方向の確認を1回行いました。

現在は、小・中学校とも希望する欠席者に対し、双方向の授業を配信しています。また、2月18日から24日にかけて、新型コロナウイルスの関係で、小学校の3年1組及び1年1組で学級閉鎖を行いました。午前中は、ノートパソコンのクロームブックを活用したオンライン授業、午後はクラスルームや学校ホームページリンクを使った課題を出し、自習を行いました。着実に、国が進めるGIGAスクールが浸透してきている成果と考えております。

次に、学年、教科による違いはどうであったかについてですが、学校からの回答では、学年での差は特にないとのことでした。教科の違いでは、体育については、小・中学校ともに、カメラの位置や動作を映すのに苦慮したと回答がありました。

次に、児童・生徒、保護者の反応はどうであったかについてですが、児童・生徒は、大分クロームブックにも慣れ、平時でもすぐに使えるようになってきています。また、保護者からは、欠席したときの勉強の遅れを心配していたが、オンライン授業を行っているので安心したという声もありました。教員からは、クロームブック整備当初は慣れないこともあり、苦労していましたが、現在は、クロームブックをうまく活用しながら授業に取り組んでいるとのことでした。今後も、クロームブックを対面授業と併用で活用し、ICT教育を推進してまいります。

次に、2点目の小学校の登下校における見守りについて、どこで、何人で、どのくらいの時間を実施しているのか。ジャンパー、帽子、雨がっぱ等を支給しているのかについてですが、場所は、主要な交差点として、昭和薬局前、JA長生睦沢支所、旧整備工場前、上市場セブンイレブン前、県道夷隅茂原線の川島90度カーブ付近、県道大多喜一宮線の中学校校門前、町道613号線の睦沢小学校前等で、各場所2名から3名程度、登校時は午前7時20分か

ら8時頃まで、下校時は午後2時ぐらいから40分程度実施していただいております。

防犯パトロールボランティア登録をいただいた際に、つり下げ式の名札、横断中というロゴの入った旗、防犯パトロールと記載された帽子、登録者の希望によりビブス、ベストですね、もしくはジャンパーのどちらかを貸与させていただいております。

なお、もしもを考え、ボランティア保険にも加入させていただき、保険料は教育委員会で負担をしております。現在防犯パトロールボランティア名簿で登録をされている方は64名おり、毎月、郵送で下校時刻のお知らせをさせていただいております。

次に、3点目の学童について何人で指導しているか。1人何人ぐらいの児童を担当しているのか。1日何時間指導し、時給は幾ら支払っているのかについては、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

支援員全員で、現在7名おります。7名がローテーションを組み、平日は4名で50名の児童、土曜日は2名で10名の児童を対応していただいております。1日の指導時間は平日で、午後2時30分から午後6時30分の4時間、土曜日は、午前8時から午後6時30分の10時間30分となっています。この時間の中で宿題を終わらせるという目標を掲げております。

時給については、主任支援員が1,300円、支援員の有資格者が1,100円、補助員が980円となっております。現在、運営をむつざわふれあいスポーツクラブに委託し実施いただいておりますが、支援員や補助員が不足しています。議員の皆様、お知り合いの方等でご御協力いただける方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介をお願いいたします。

今後も、町放課後児童クラブでは、適切な遊び及び生活の場を用意し、子供たちの状況を踏まえながら、健全な育成を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 久我政史議員。

○7番（久我政史君） オンライン授業については順調に進んでいるというふうに理解させていただきました。成果も上がっている。これからどんどん上がるんだろうなと期待しております。

私がちょっと心配するのは、若い人はすぐ、子供も問題ないということだけれども、教員で年齢が上がっている人がついていけるのかなと、この辺がついていければいいんですけども、意外と難しいわというような形で敬遠する人がいると困るなど。そういう人には、校内で得意の方がいれば、その人にちょっと教えてやってとか、そういうような形で進んでも

らえばありがたいなと思います。

その次、登下校の見守りについて。こんな多くの場所でやっているんだなということではちょっと感心したというか、よくこれだけの人間が見守り等やってくれる。これとPTAの関係がどうなっているのか。よく、学期初めとか何かってPTAの方がよくやっていたことは記憶しているんですけども、その辺がPTAとの関係があるのか。ボランティア組織に入ったというのが、前は入ってなくて、今度はいつから入ったのか、何か入っていないようなことを聞いて、なぜかなと思っていましたんですけども、先程入ったということがあったので、いや、これはやっぱり入るのはいいであろうと。前から入ったのならすみません、私の勘違いなんですけれども、是非その辺は組織の中に入れてあげればなと思います。

それから、学童について、7名いて、ローテーション組んで、4名で50名ぐらい担当していると。先程指導者が不足みだということなんですけれども、何か私の聞いたところ、途中で辞めちゃった人がいるとか、その辺の理由が分からないけれども、仕事がついのか、時間的に、先程の時間だとちょっと半端というか、家庭にいても忙しい時間と重なっているとか、何かの理由があるのかなと、その辺ちょっと心配なんですけれども。

あと、私、いいなと思ったのは、学習習慣を身につけるために宿題等、私はもともとこういうのが、5分でも10分でも持つ人は、ちょっと宿題をやってから遊びとか何かやればいいなということを思っていたんですけども、そういうことを是非、いっぱいやらなくてもいいから、何かそういう癖をつけるために、これは是非やって欲しいなと、続けて欲しいなと思います。

それから、資格によって値段が違うと。世の中確かに資格、資格というのがあるんですけども、こういう学童を見るのにも、資格。人のやり方を見ていけば、普通に覚えて何とか、先程1,300円、1,100円、980円。980円なんて、変なお金だなとまず率直に考えたんですけども、その辺を980円をなくして、1,100円とか上げられる範囲で上げれば、やる人も出てくる。そうでないと、勧めるほうも大変だと思うんですよ。こういうのをやってくれないかなと。

今やってくれる人は多分、誰かに頼まれて仕方なしにやってるのかなですけども、そういうところが、自分から進んでやろうかなと、そういう気持ちにさせる。出来ればそういうことをやって欲しいなと思います。

一応、1番のほうでそこまで。

○議長（田邊明佳君） 答弁をお願いします。

宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） すみません、かなり評価をしていただいております。

質問の内容であった部分ちょっとかいつまんで、かいつまんでというかこれが質問だろうというところをお答えさせていただきます。

まず一つ目、見守りをやっている方がPTAと関係があるのかどうかという話があったと思いますが、完全にはありませんが、基本はPTAとは関係なく活動をしていただいているような形になります。

二つ目のご質問で、学童のほうで支援員が少ないというご質問があった中で、辞める理由は何かというお話があったと思いますが、私が、理由を聞いているところによりますと、まずこの時給の問題で、ここで働いている方々がこの金額ではなかなか生活給にならないというお話ももらっております。またこの辺につきましては、学童の利用料も含めて、令和4年度で抜本的に少し、ふれあいスポーツクラブとも協議しながら検討していきたいというふうにご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） オンライン授業について、教員の若いほうは大丈夫だと思うが、年齢の高いベテランの教員はついていけるかというようなご質問があったかなでございませう。

現在、校内研修等において、パソコンを扱うのに得意な教員を講師として、校内研修を実施しながら、ベテランの教員もついていけるように、今、それぞれの学校でやっております、今のところ支障なく進んでいるところでございませう。

以上です。

それから、ボランティアの保険につきましては、当初から保険のほうには入っていたと思っておりますが、ただ、ボランティアの中に登録していない人については保険に入らなかったかもしれませんが、登録していただいた方々は入るようになっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（田邊明佳君） 久我政史議員。

○7番（久我政史君） 登録をしている人としていない人がいるということが、知らない人がいたということなのかな。何か、ボランティアやっている人に、ボランティア組織にお金が出たんですね。それとは違うのかな。何か、ボランティア、20ぐらい組織があって、そこに、お金が出たのがあるんですね。それとこのやつは全然関係ないんだらうなと。

ちょっと私、社協のほうのやつで、ボランティア組織に届けてあったところに、15万円出

たんですよ。これが私はちょっと分かりにくいところなんですけれども、それと関係ないんならば、それはそれでいいですけれども、ただ、関係がなければならない、あるならあるで、ちょっとそれだけ、ちょっと聞いときます。すみません。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） まず、この防犯ボランティア、どのように始まったかという経緯をお話しさせていただきますと、これは無償ボランティアということで、活動をいただける人たちに、出来ることを出来る時に出来る範囲でということが始まったものになります。

今でこそ、この防犯パトロールボランティアに登録していただいた中で、各交差点に立っていただくというシステムになっていますけれども、それ以前につきましては、ご自身というかその防犯、見守りやってくれる方が見守りが出来る場所、出来る時間帯出来ることということで始めた経緯がありますので、久我政史議員の中の、他のボランティア団体とかという話が出ましたが、それとは少し切り離してお考えをいただきたいと思います。

また、そのボランティアにつきましては、お時間いただけるようであれば、また別の機会にちょっとご説明をさせていただければと思います。

○議長（田邊明佳君） 久我政史議員。

○7番（久我政史君） 先程空き家の関係で、意外と多い、これから多くなるだろうということとは予想されますけれども、町が結構、力を入れているというか、写真を送ったりとか、何か色々やってくれているのか。これは、是非続けてもらえればなど。近所でそこらじゅうが、何か始まったというかな。

ただ、家を壊す人は、大変金がかかるし、お金がかかるって言っていた人が、まき堀とかそういうのが刈ってくれるようになりましたので、やっぱり連絡するということは、近所でも言うのはちょっと色々で、町がやってくれていると、是非これは続けて欲しい。私は、非常に今、満足しておりますけれども、是非、これから増えるということが予想されますので、その辺、早め早めに続けてくれればありがたいです。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで、7番、久我政史議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（田邊明佳君） 次に、5番、丸山克雄議員の発言を許します。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 丸山克雄です。

それでは、通告事項に沿って1回目の質問をさせていただきます。

本町における現在の財政は、残念ではありますがゆとりがありません。

必要とされる住民福祉サービスは様々ありますが、これらを行うに当たって、歳入を増加させること、なканずく自主財源のさらなる拡大が求められていると思います。

自主財源の中に、企業版ふるさと納税があります。

この制度は、令和2年度の税制改正により、税額控除が最大で寄附額の9割軽減されるようになり、企業の負担が約1割まで圧縮されました。国の認定を受ける自治体は、令和4年1月9日時点で1,194となり、1年間で2.8倍に急増しております。1件10万円からの寄附に、返礼品はありませんが、中小企業の地域貢献を促し、さらに人材派遣型も創設されました。本町の厳しい財政事情を思うに、この企業版ふるさと納税の活用に積極的に取り組み、自主財源の確保に努められてはいかがでしょうか。見解を伺います。

さて、近年は、局地的なゲリラ豪雨や竜巻など、想定外の災害が身近なものとなり、防災対策を難しくしております。最悪な事態を察知し、少しでも被災規模を減らす努力が求められます。民間の例えではありますが、千葉市幕張のウェザーニューズという気象予報会社は、全国の会員から適時空模様の写真提供を受け、より精度の高い予報発信に生かしております。

本町においても、防災・減災の観点から、各所に（仮称）防災情報連絡員を置き、空などの写真を町のアカウントに提供していただき、防災対策に備え、また、災害発生後は、崖崩れや倒木、冠水など、提供していただく写真情報を参考にすることで、より適切で迅速な対応が出来るのではないのでしょうか。スマートフォンなどを活用した住民による情報提供システムの構築について、お聞きいたします。

次に、認知症高齢者を抱える家族の支援についてお聞きします。

人は年齢を重ねていきますと、大なり小なり認知症にかかるケースが増えていくようであります。認知症については、テレビや書物、サポーター講座などで少しずつ症状が知られるようになり、周りの人の気遣い方も分かるようになってきました。しかしながら、家族にとって心配事の一つに、認知症者の徘徊があります。徘徊という言葉のイメージを考えて、一人歩きという言い方もするようではありますが、徘徊の症状のある高齢者を抱える家族の精神的負担は大きいものがあります。

この負担を少しでも軽くするため、最近では、QRコード付きのシールを家族に貸与し、本人の履き物や、帽子、服、つえ、シルバーカー等に貼り付け、万一徘徊時には早期に見

し、本人の安全を確保することが出来る場合があります。

また、QRコード付きシールとは別に、GPS機能の付いた、より精度の高いものもあります。本町でも、QRコード付きのシールの活用で、徘徊症状の高齢者を見守るサービスを導入してはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに1点目の企業版ふるさと納税についてですが、地方創生応援税制として、寄附額の最大9割の法人関係税が軽減され、企業側の負担が約1割になるなど、見直しの効果もあって、企業側の注目度も高いようであります。

町でも、今年度から受付をスタートし、現在4件、360万円の寄附をいただいております。今議会において、睦沢町企業版ふるさと納税地方創生基金条例を制定し、いただいた寄附金を有効的に管理してまいりたいと考えているところでございます。

寄附金は、その用途について、地域再生計画で示された四つの希望する事業から選んでいただき、その管理状況については、計画期間内の令和6年度まで、年度ごとに内閣府への報告が義務づけられておるところでございます。企業版ふるさと納税は自主財源確保に対して有効な手段であるため、効果的にPRを行い、促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、2点目の防災・減災情報提供者についてですが、現在、台風の接近などにより、災害の発生する可能性がある場合は、気象庁などの気象予報、また、銚子气象台とのホットライン等を活用し、町民への注意喚起や情報提供を行い、状況によっては台風通過前後に、職員が各班に分かれて、町内全域の状況確認を行っております。これまでも、各区長さんからの報告や、令和元年の大雨の際には消防団にご協力いただきまして、地域の被害状況などの情報提供をいただきました電子メールなどのデジタル機器を使用して、写真での情報提供は、さらに、迅速かつ的確な情報が収集可能になると考えております。

しかしながら、令和元年の大雨では、河川や水田などの浸水区域で死亡事故も発生しているため、まずは地域住民の避難などの安全確保を優先し、危険性がないことが確認出来た場合には、情報の提供をお願いしたいと思います。

このような状況を踏まえ、各区の自主防災組織や消防団などと協議しながら、いつ何どき発生するか分からない災害に適切かつ迅速に対応出来るよう、早めの情報提供を実施し、ま

た、平時においても引き続き広報などで災害に対する備えについて周知を行い、さらなる安全・安心なまちづくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に3点目の認知症高齢者家族支援についてですが、本町においても、高齢化の進展により、認知症の方の数は年々増加しており、65歳以上の高齢者のうち7人に1人が認知機能の低下があり、在宅で生活する要介護者の3人に1人の割合で認知症の症状を抱えているところがございます。

認知症高齢者家族支援についてでございますが、認知症安心ガイドの配布や、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る支援者を養成しているところがございます。

認知症に関わる行方不明の方をできるだけ早期かつ安全に発見、保護出来る仕組みとして、ご提案のありましたQRコード付きのシールを家族に配布し、当人の履き物や靴、つえ、シルバーカー等に貼り付けてもらう事業や、位置情報を把握出来るGPS機能付きのキーホルダー等を貸与する事業を実施している自治体もありますが、シールやキーホルダーを身につけていることで認知症であると特定されてしまい、その方の尊厳が失われることが懸念されますし、緊急連絡先等が悪用されないように配慮も必要になると考えられているところがございます。

本町でも、QRコード付きシールの活用で徘徊症状の高齢者を見守るサービスを導入してはどうかとのことですが、GPS機能付きのタイプですと、バッテリーの充電など、管理や端末の持ち運びが難しいことから、QRコード付きシールを交付する事業を実施している市町村が増えていますので、導入事例を参考として検討させていただきたいと思っております。

また、睦沢町地域包括支援センターでは、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を支援する相談を行うとともに、必要な医療や介護保険サービスの導入、家族支援などを行う認知症初期集中支援チームを設置して、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように努めてまいります。よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 令和3年度に、企業版、4件で360万円いただいたということですが、これ、こちらから営業かけていただいたわけですか。それとも、どのような形でいただいたのか。

つまり、この企業版の場合、町外の事業者が対象ですよね。となるとやはり、こちらから



アプローチをする、あるいはそういったアプローチする会社をリストアップするとか、あるいはその会社のデータを集めるとか、そういったことをされると思うんですが、やっぱり力を入れているところは、こういった町外の業者、睦沢と縁があるとか、睦沢に関心がある、そういった事業者をリストアップしてどんどんアウトリーチしているんですね。

やっぱりこういった働きかけをやれば、多分この4件360万円以上のものは出てくるんだと思うんですよ。したがって、今後その具体的に、どのようなプランを打ち出して、どのような事業者、リストアップして、データを持ってアプローチしていくか、その辺のプランがあれば教えてください。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

今回昨年4月からこのふるさと納税の企業版、取組をして賛同いただいた企業であったりとか、また周知をしてPR活動をしてきたところではありますが、今年度に関しては、不動産業者登録をされている協会のほうにDMを送っていただいたりとか、私の今までのお付き合いの中での商工会関係の企業であったり、そこに企業版のふるさと納税をPRしてきたところでございます。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、睦沢町とのつながりが何か特化したものがあれば、そこに企業版ふるさと納税ということでもしてくれるんでしょうが、なかなかその今までのつながりがないところに、いきなり睦沢町の取組について、賛同いただいてご寄附をいただきたいというところにつながっていないのが現状でございます。

この4件いただいた方に関しては、今までも寄附をいただいていた企業であったりとか、何らかの形で睦沢町に応援をしていただいた方が、それでは企業版のふるさと納税に変えてご寄附をするということにつながったところでもありますので、令和6年度までの間に、もう少し力を入れてPRをしていきたいと思っております。

役場の職員、また、私どもたちだけでは、その周知がホームページにも載せてはいますが、なかなか広がりが見えませんので、是非、議員皆様のご協力をいただいた中で、この自主財源に持っていけるふるさと納税企業版は有効だと考えておりますので、お力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 是非とも、力を入れるに当たりまして、やはり睦沢のこの情報を提供する事業者に対するリストアップというのが大事だと思うんですよ。

リストアップはどういうところから作るかというと、例えば通常のふるさと納税の中にも、いわゆる企業、事業者みたいな方がいらっしやると思いますが、そういった方々をリストアップするとか、あるいは本町に対しての関心のある方がどういう方か、多分いろんな形で、接触があると思うんですね。そういったところをまずはリストアップした上で、本町のそういった資料を啓もうするなり、営業活動を出来るような体制を進めて、確かにこれ令和6年度末で特別措置ですので、実績にあと2年ぐらいしかありませんので、是非とも力を入れて、本気になってやっていきたいと思います。

続きまして、防災・減災の情報提供者の関係なんですが、確かに今、銚子气象台から全般的な情報をいただいているわけですが、最近の局地的なものというのは、やはりピンポイントで情報を見ないと、ちょっと銚子の气象台ですと、多分広すぎだと思うんですね。その中で睦沢はどうかのこのところは来ないんだと思うんですよ。

やはり地元の我々が、この地元の状況、こうなりつつあるということをも町の統一したところに提供するという形が大事だと思うんですね。災害予報して現在町職員がパトロールしているとか、あるいは消防職員が情報を見ているということもあるんですが、やっぱりこの町内、結構狭いようで広いですから、その辺のところをなるべく多くの方の情報提供者を作るという、協力者を作るという方向が大事だと思うんですね。

確かに、各区からも来ていると言っても、やっぱり高齢者ですから、危険な状況で外へ見回るなんていうのは難しい、みんな出来るのはせいぜい家の周辺ぐらいしかないですよ。だけれども、それでもなるべく多くの方に提供してもらうようなことってというのは、よりの確に迅速に出来ると思いますので、決して高いお金を使ってシステムを作って欲しいということではないと思うんです。睦沢らしいアナログでいいと思うんですよ。

ともかく、そういった町にアカウントを作って、これは大変だということで電話よりも写真のほうが今、スマートフォンの時代ですから、提供出来るような、アナログ式でもいいからそういったシステムをちょっと作ってみるのもいかがかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ご意見ありがとうございます。

先程もご答弁させていただいたとおり、何よりもまず自分の命を守ることが最優先だと考えております。そこに町民の方々が、使命感を持って、例えば写真を撮らなきゃという形で、一歩踏み出してしまう可能性もありますので、ここは、消防団であったり、各地域で持って

いる自主防災組織のほうには、情報提供のお願いはしていきたいなと思っておりますが、何よりもまず生命の安全確保を取ってもらった後に、確認が出来た後に、情報いただける分にはありがたいところではありますが、一般の住民の方々が避難する途中に、ここは、例えば水害があるよということで写真撮ることで、2次被害に遭われることも考えられますので、組織を持ったところにはお願いをしていきますが、まずもって町民全体に声かけをするというところは、今、いったん控えるべきだろうなと思っております。

また、ウェザーニューズさん辺りの情報提供というのは、ピンポイントで出てくるわけですが、昨年から県のほうの体制も変わりました、災害時になると県からの派遣がすぐ1人送られてくる、そして副知事のほうからは各副長のほうに、多分、県内の各自治体の副長に連絡入っているんだと思うんですけども、県とのホットラインをすぐ取れるように、災害のたびに、あまり起きて欲しくない災害ですが、県のほうからすぐ支援体制また情報の共有が図られている。おとしとは違う感じで県との連携も取れていますので、そこら辺で情報提供をいただくように、しっかりしたいと思っております。

丸山議員おっしゃる、その取組に関しては、確かに有効であろうなとは思いますが、何よりも町民の生命、財産を第一に考えたところで、その次に、確保されてからの取組ということで、検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 防災関係のほう、本当に出来る人が出来ることをやるというふうなことを進めて行って欲しいなと思っております。

認知症に関しまして大分、認知症について知れわたってきて、その認知症の方に対する支援というんですか、出来つつあるように思いますね。

先程QRコード付きシールとかGPSをつけた方は、認知症だと思われてプライベートのプライバシーがどうのこうのってありますが、実際このQRコードシールを使う方とか、GPSを使う方というのは、お医者さんが、この方は重度の認知症ということを示した人が使えるということになっていますよね。したがって、恐らくこれはプライベートどうのこうのじゃないと思うんですね。安全ということを考えてやったほうがいいと思うんですよ。

軽度の認知症の方が、彼は認知症だと思われたくない、これは当然だと思いますから、別にいいと思いますが、医者が指名した方がこういうものを使えるという状況でありますので、しかも費用的にそんなに、何か高くないということを知っていますので、是非とも、まだ人

数は少ないと思いますが、家族のことを考えてやられてもいいんだと思いますので、ひとつその辺、検討をお願いしたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 確かに重度の徘徊がある認知症の方に関しては有効だと思っております。GPSの機械については、先程申したとおり、電池であったりとか、そこら辺が端末の管理もありますので、このQRコード付きのシールに関しては、近隣町村また、色々な情報を得た中で、近隣で導入事例等を見て睦沢でいい方法でいけるように検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

近隣の情勢等について、担当課のほうから少し話をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 小高福祉課長。

○福祉課長（小高俊一君） それでは私のほうから、千葉県内の導入状況のほうを少しお話しさせていただきます。

令和3年3月末時点で、QRコードを用いたシールの配布を行っている市町村が11市町村、GPS機能を導入し、対策事業を行っている市町村が16市町村、ステッカーを配布している市町村が2市町村ございます。

また、本年度に入り、近隣ですと茂原市や大網白里市でもQRコードの配布のほうを開始しているところがございますので、今後検討させていただきたいんですが、令和元年度に導入いたしました千葉県内の町では、導入してから今までにまだ5件しか配布がないといったような実績のあるような町村もありますので、そこら辺を見極めながら、検討のほうをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時15分といたします。

(午前10時00分)

---

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

(午前10時15分)

---

◇ 久我眞澄君

○議長（田邊明佳君） 次に、6番、久我眞澄議員の発言を許します。

久我眞澄議員。

○6番（久我真澄君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

質問は3項目掲げてありますが、主題は、1項目のふるさと納税制度を活用し、2項めの農業者支援に生かせないかを問うものです。

では、最初に質問内容の3項目について一括質問します。

まず1項目、ふるさと納税についてです。

我が町では、ふるさと納税制度を有用活用出来ているのでしょうか。もとより、私はふるさと納税制度の理念は、税制に一石を投じる画期的なものであると思っております。しかしながら、現状では納税金を寄附することで返礼品を得るという通販市場の様相を呈しています。

ここで、睦沢町ではもともと特産品に乏しく、主力の米は全国的かつ熾烈な安値競争やむつぎわ米のブランド化が思うように行かず、苦戦を強いられているところです。このことから、私は思い切った施策として、返礼品生産者に奨励金を支給することで、1点目、返礼品の市場価値、コスト効果、競争力を高められると、2点目として生産者の返礼品生産意欲を高められると。このことについて、ふるさと納税の活性化と実質効果が得られると考えています。

以上のことを基に3点お伺いいたします。

まず1点目は、直近の同制度の運用結果はどのようなものでしょうか。具体的には、寄附総額、返礼品別寄附額、使途希望、そして、町の実質収入額、寄附金総額からは経費を引いた額ですね。このことについて伺います。

2点目として返礼品に対する条件はあるのでしょうか。例えば、制度上の運用規制や返礼品として取り上げる際のこの選択基準がどのようなものがあるのでしょうかということです。

3点目に返礼品の生産者に対する支援は出来ませんかということです。これは、生産者が個別に獲得した寄附額の一定割合を返礼品生産の奨励金として支給してはどうかというようなものです。

2項目に入ります。

農業者支援についてです。現在、我が町の農業の状況として自然環境の維持・保全、耕作放棄地、高齢化担い手不足などの問題に対して、実質、効果のある対応が必要と考えています。

そこで、次の3点をお伺いします。

国・県の補助金でこれらの解決策に対応出来るのでしょうか。2点目として町独自の支援

は可能でしょうか。3番目としてふるさと納税寄附金を原資とした支援は可能なのでしょうか。この3点です。

そして、最後に3項目について伺います。

睦沢町を思う気持ちを養う教育として、どのような取組を現在しているのでしょうか。というのは、動機としてはふるさと納税制度の理念、これを大切に将来にわたって長く持ち続けて欲しいとの思いからの問いかけでございます。

具体的には、児童生徒への経済的支援は十分でしょうか。

2点目としてふるさと納税制度の理念について、どのようにお考えでしょうか。ということ2点です。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、久我真澄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目のふるさと納税についてと、2点目の農業者支援についてをお答えし、3点目の教育については教育長からお答えをさせていただきます。

まず、1点目のふるさと納税についてですが、初めに、直近のふるさと納税制度の運用結果は、寄附総額から申し上げますと令和元年度は771万円、令和2年度は707万8,500円、令和3年度、今期でございますが1月末時点で2,504万6,000円となっております。

返礼品別寄附額、使途、規模ともに、1月末現在の実績で申し上げますと、返礼品別寄附額では、彩八、これはたまごとれたて定期便が上位を占めており、寄附額が高いものから順に、20個6か月定期便が570万円、30個6か月定期便が400万4,000円、20個3か月定期便が315万円となっております、続いて、むつざわ米コシヒカリ15キロが135万円、房総カントリークラブ、房総ゴルフ場の平日ゴルフプレー券2枚が120万円となっております。

次に、使途希望については、教育に関することが324件の553万7,500円、福祉に関することが254件の366万9,000円、地方創生に関することが147件の244万9,000円、産業振興に関することが161件の233万1,000円、その他、使途の希望なしが596件の1,105万9,500円となっているところでございます。

町の実質収入額、寄附総額から経費総額を差し引いた金額について言いますと、令和元年度が431万2,000円、令和2年度が382万4,000円、令和3年度が見込みになりますが1,292万1,000円となっております。

続いて、返礼品に対する条件ですが、現在のふるさと納税は地方税法等の一部を改正する

法律の成立により、令和元年6月1日からふるさと納税に関わる制度、指定制度に基づき実施しているところでございます。

制度の具体的な内容は、返礼品に対する割合を3割以下とすることや返礼品を地場産品とすること等の基準に適合して、ふるさと納税の募集を適正に実施する地方自治体を総務大臣が指定する仕組みとなっております。

地場産品については、当該都道府県等の地域内において生産された物品または提供される役務、そのほかこれに類するものとされており、地域経済の活性化につながっているか、また、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているかという観点から趣旨に沿った個別の判断を行うこととされており、制度に従わない場合、指定が取り消されることもあります。

最後に、返礼品の生産に対する支援としては、町の返礼品についてむつぎわ米、イチジク、卵といった農産物を始め、地域資源を生かした体験型やゴルフプレー券など様々な返礼品を用意しており、返礼品は通常の販売価格に手数料等の諸経費を加え事業者の不利益とならないよう事業者が自ら価格設定をしておりますので、返礼品を提供していただいている業者を間接的に支援しているものと考えているところでございます。

このようなことから、ふるさと納税の返礼品として協力いただいていることに対して、それ以上の支援を直接行うことについては現在考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の農業者支援について、国・県の補助金で対応出来るかとのことですが、農業者の高齢化、担い手不足は耕作放棄地の荒廃を誘発し、ひいては自然環境の保全にも悪影響を及ぼして来ることは日本の農業が抱える共通の問題でもあります。こうした状況に対し、国や県でも地域農業の永続的な維持・発展が出来るように、多面的機能支払い制度による農地保全に関わる共同活動への支援や、地域集落における今後の農地利用に関わる話合いの促進、有害鳥獣からの農作物被害軽減対策に関わる支援等を行い、農業者の生産意欲の減退や荒廃地の発生、離農等を抑制していくための取組を進めております。

また、認定農業者や、積極的に農業に取り組まれている農家に対しても、事業の拡大や生産額の向上に向けて取組が図れるように積極的に支援をしているところでございます。今後、国・県の動きには注視しながら、本町に適した効果のある補助事業があれば、周知を行って参りたいと思っております。

次に、町独自の支援策は可能かとのことですが、町はこれまでも独自の農業者支援として、

農業活性化推進事業による農業機械等の購入費に係る助成や、農用地の有効活用並びに規模拡大のため農地集積に対する支援を行ってきたところでございます。

また、昨年はコロナ禍の影響により、米価の大幅な下落に加え資材や燃料費の高騰など、農業者にとって深刻な状況が続いております。そこで、この後、第11号議案で上程を予定しています令和4年度陸沢町一般会計予算において、新たな農業者支援策を3事業計上しているところでございます。

その事業内容は、先日の議会全員協議会において説明させていただきましたが、令和3年度産主食米用の買取り価格の落込みに対し補助をするとともに、令和4年度産の主食用米を作付する農家に対し種苗購入費の一部を助成します。さらに、持続可能な農業が営めるようにスマート農業機械や大型草刈り機、パイプハウス等の購入費に対する補助も行います。

このように、町も農業者の実情に合った有効性の高い支援策を進めるように努めて参ります。

最後に、ふるさと納税寄附金を原資とした支援は可能かについてであります。寄附者の意思に合致するような方向で、各事業への支援は可能であると考えております。ただし、用途としてはあくまで産業振興ということであり、全て農業への支援を希望されているかは不明であることを考えますと、ご質問の自然環境維持保全、また耕作放棄地、高齢化、担い手不足等の農業に限定せずに、町が推進する産業振興施策の各事業に対し支援をして参りたいと考えているところでございます。

ふるさと納税寄附金は一般財源であり、町の貴重な自主財源と認識しておりますので、今後もさらに多くの寄附をいただけるよう、委託業者の持つノウハウを十分活用して参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（田邊明佳君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 久我真澄議員のご質問にお答えいたします。

3点目の教育について、陸沢町を思う気持ちを養う教育としてどのような取組をしておりますかと、関連性の深いふるさと納税制度の理念について、どのように考えていますかからお答えをさせていただきます。

総務省のホームページには、ふるさと納税に三つの大きな意義があるとされています。

一つ目は、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分



事として捉えられる貴重な機会になります。

二つ目は、生まれ故郷はもちろんお世話になった地域に、また、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

三つ目は、自治体が国民に取組をアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと、それは選んでもらうにふさわしい地域の在り方を改めて考えるきっかけへとつながります。

教育に照らしてみますと、先程申し上げた二つ目の意義が、睦沢町教育大綱や第2期睦沢町教育振興基本計画に掲げている郷土を誇りに思う心と人間力・社会力の育成とリンクすると考えます。

具体的な取組として、小学校では総合的な学習の時間を使い、ふるさと睦沢学習と題し、3年生では睦沢の特産品や地域に伝わる伝統などの調べたことを発表する学習、4年生では睦沢の地域に住む人々と交流し、暮らしやすいまちにするにはどうしたらよいかを考える学習、5年生ではふるさと睦沢の魅力を発見し、調べたことをまとめて発表する学習、6年生では睦沢町に住むすごい人を探し、交流して町の魅力を掘り下げ、ふるさと睦沢の魅力を様々な方法で情報発信します。そして、自分たちの思い描いた未来の睦沢と、そこに関わる自分の姿を想像する学習などを経て、中学校では実社会において学んだ知識を生かす機会として、中学生ボランティアによる社会活動支援、職場体験等のキャリア教育につなげています。

これら一貫した教育は、まちを知り、まちに愛着を持ち、まちに誇りを持てるように育ててもらったためのもので、中学生ボランティアの登録者数も年々増えて来ており、子供たちの意識も徐々に変わって来ているものと思います。また、こども園、小・中学校の給食のお米はむつざわ米を使用しております。主食となるお米は故郷の味につながることから、食育を通じて郷土への愛着心を図っております。

次に、児童・生徒への経済的支援は十分ですかについてですが、現在、義務教育課程における直接的な支援としては、要保護、準要保護児童生徒援助費として、学用品や校外活動費、修学旅行費、給食費等を経済的に支援の必要な家庭については、扶助費として保護者に支給をしています。制度利用者も年々増えて来ていることから、本制度については周知を含め浸透して来ているものと考えます。

また、支給額についても、国の要保護児童生徒援助費に遵守をしており、必要な金額は賄

えているものと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） それでは、1項目のふるさと納税についての2回目の質問を行います。

まず、先程の町長の答弁の中で、1項目、2項目について詳しく説明いただきましてよく分かりました、ありがとうございます。ついてはこの数字を色々言われたんですが、何かまとめたものがあれば後ほどいただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

問題は3項目、3番目、3点目。返礼品生産者に対する支援はどうかということでお聞きしたんですが、間接的に支援しているのでもいいのではないかとというような返事をいただきました。

しかしながら、これは今までずっとふるさと納税に対してもやってきたことであると思います。その結果が今どうなっているかという、このふるさと納税、この町の状況ですが、千葉県全体で見ますと、寄附額は全自治体の下から4、5番目ですかね。寄附件数は下から2番目という惨たんたるというか、妥当といいますか、当然の結果だといいますか、そういう状況に陥って、これは問題があると、その納税制度そのものに取り組む姿勢として問題があるというように考えます。もっとふるさと納税の活用の仕方はあるはずだと思います。

まず1点目の使途希望、これは先程教育長のほうからも事例についての答弁ありましたけれども、使途希望はどのように今反映されているんでしょうか。寄附者がこういうことに寄附したいんだよという希望はありますね、それに対する寄附金の区分け、ちゃんとその寄附希望に沿った区分けが出来ているんでしょうか。その辺をお聞きします。

今度は3番目の問題にちょっと戻りますけれども、間接的な支援、これでは今のところ効果が出ていないという判断をせざるを得ないという状況にあると思います。そこで提案したのが生産者のモチベーションを上げると。なおかつ、返礼品の価格市場競争力を高めるという2点の狙いを持って、返戻金という形で返礼品の生産者に返還したら、返還というか、頑張ってもらいたいということで奨励金ということで出したらどうかということです。

これは、一番最初に生産者に返戻金を支給するということで言いましたように、返礼品の市場競争力、特に納税者、この次に農業者に対する米ですけれども、米なんかはこの市場においてかなりの種類が、多くの自治体が出しているし、これを利用している利用者、要するに寄附者は大変な数に上って、一大市場を形成していると思います。

その辺で優位なのは当然ブランド米ということでやっていますけれども、そのブランド米

に支持するのも、これも当然といえば当然のことでいいことなんでしょうけれども、その中で勝っている、要するに寄附を集められる力のある返礼品、これをやるのは何もこの睦沢町の特産品でなくてもいいわけです。

市場競争力を高めるには、特産品のPRだけではないと、要するに価格競争でもあるわけです。価格競争に打ち勝つ、返礼品の調達価格は3割以内と決められていますけれども、3割でそれは調達価格は生産者が3割出せば、何とか返礼品として出せるんじゃないかということで、それに対して寄附額を決めてやるわけですがけれども、寄附額に対する調達価格ではなくて、寄附額に対する返礼品の価値、例えばコンビニに例えれば、1万円の寄附で10キロもらえるよと、一方では1万円の寄附に対して20キロもらえるよと。そういう返礼品が市場に出た場合、寄附者はどちらを取るか明白です。これは生産者も、どうすればいいかという回答はちょっと考えれば明白になるはずです。

これを実現するには、生産者にいわゆるバックマージンと申しますか、大きい声では言えませんけれども、それがかなりの効果を発揮するんじゃないかと考えております。そのことを何とか出来ないかなということなんで、再度この辺はお考え願いたいと思います。出来ればこの制度もいったんは活用する、この協議会等をこの後設けて、さらにそこでもんでみるというようなこともお願いしたいということでございます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 先程細かな数字を1回目の答弁でお話をさせていただいた資料については、議長、これは提出でよろしいですか。

○議長（田邊明佳君） お願いいたします。

○町長（田中憲一君） 準備が出来次第それはお配りをさせていただきます。

そして、その集めた金額に関してですが、確かに今まで県内でも下のほうを行ってまいりましたが、今年度については、コンソーシアム体制を取った中で2,000万円台まで上げて来たというところで、皆様方にご説明をして新たなやり方が少し寄附を集める要因になっているということで、そこは評価をいただきたいところでもありますので、よろしくお願いいたします。

そして、寄附の用途についてであります。今までの寄附についてはふるさと納税で集まったものをいったんふるさと創生基金のほうに入れておりました。そして、農林商工まつりであったりとか中学校のBT校の費用に充てたりをしていたところでもあります。

それをこのコンソーシアムにすることを始めてから、協議をして使途をしっかり項目を聞いているわけですから、それごとに振り分けてそれに合った扱い方をしていきましょうということで、今年からその使途をちゃんと振り分けて集計をするようにさせていただいております。

そして、その使い道については、例えば教育に関することであれば、何年後か予定されている学校建設のための基金に回すであったりとか、そして、産業振興に使ってくださいということであれば、今回のような下落、米価の下落が著しく起きたときの措置費のために回させていただくとか、そういったことで使い道をその分野分野ごとに、特定の業者に安く、例えば入れたところに充てるということは考えていません。

ここは重要なところだと思うんですけども、ふるさと納税の議論に関しては、久我真澄議員とは前から、本来の安売りじゃないんだと、この睦沢町のブランド化もしくは町のいいところを拾っていただいて、そこに思いを託して納税をしていただくのが本来のふるさと納税の在り方だねということは、これ同志として色々こう話したと思っておりますが、安く売ってただ単に集めるという考え方は、いまだに私はこのふるさと納税の趣旨からちょっと違うんじゃないかなと思っておりますので、それ以外の部分で収益が出るように、集まるようにPR活動等もしていきたいと思っております。

また、先程ちょっと言葉を濁していたその戻すことについては、私は考えていませんし、今、制度上出来ないというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 最後の町長のほうからは、真摯な訴えであったかと思えますけれども、実際にこのふるさと納税の返礼品とか、要するにリターンバックですね、こういうものに対しては抵抗があるというようなお話でした。規制的に無理じゃないかというようなお話でもありました。

しかしながら、このふるさと納税の本意は、本意というかその制度そのものの最大の特徴は、税金を、国を通して、県を通して、町を通して、自治体を通して、落ちてきたお金を使うという、要するに、自治体の意向を反映して使うということではなくて、個人個人の思いを直接、一番最後まで伝えてやると。要はふるさと納税を、お金をどう使う、ああこう使うというのは、町の仕事ではないということです。はっきり言って町の仕事じゃないとか、町の仕事というか町が振り分けることに、やるのではなくて、例えばですよ、寄附金

を提供する方がこういうことをやってもっといい返礼品を作りたいんだよと、返礼品ですよ、もっと欲しいんだといったときに、それでも寄附したその人たちのために頑張っ欲しいよという寄附をします。これが出来るというのが大きな特徴だと思います。

実は規制の中で、これは出来ないよというのは、これは確かにリターンバックなんていうのはちょっとあれなんですけれども、言い方は悪いんですが、これを奨励金を寄附金の中から奨励金として出すと、リターンするということについてはどうですかということで、私、実は総務省のほうに聞きました。答えは明快で、寄附金をご自由にお使いくださいと、何ら規制はありませんということでした。つまり自治体が自治体の思いで、寄附金をどう使うというよりも、寄附した方の思いを最大限生かす、これが寄附金の使い方だと思います。ですので、規制等にかかるということはないのではないかと判断しています。

この辺も2回目の答弁の最後のほうに言いましたけれども、もう一度、皆さんでこの辺の是非を考えてやるような協議会何なりを立ち上げていただければ、その場でもっともって協議すればいい答えが出て来るんじゃないかなと考えますので、その辺もちょっとよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） おっしゃることは十分、分かるんでありますが、総務省のほうにちょっと確認をされたということではありますが、そこは担当している課のほうでも、議員の言われるところが少しでも有効に働かないかということでもしっかり調べさせていただいておりますので、そこは担当課から答弁させていただきますが、それを町の農産物でふるさと納税の返礼品に関わってくれている方、全てが同じ方向を例えば向いたとしても、今の現況では出来ない定義がありますので、そこで少し担当課から話をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 平山企画財政課長。

○企画財政課長（平山義晴君） 命によってお答えをしたいと思います。

議員のご質問にございました奨励金、さらにバックマージンというようなことでございますが、当方でも総務省の自治行政局のほうに確認をさせていただきました。

その中では、そのようなバックマージンまた奨励金、そういうものについても、最終的には返礼品の調達費用に加算されますと、ついでには寄附金額の5割を超えてしまう可能性があ

って、町として場合によってはふるさと納税指定制度の指定が取り消される可能性があります。もし、取り消された場合、本町に寄附をしていただいた方々の寄附金の控除が受けられなくなるとそういうことにも発展して参りますので、総務省の見解ではそのような行為はしてはいけないというような回答をいただいております。

ですので、先程議員のほうからお話ございました、総務省からの回答では自由にその寄附金を使ってもいいんだということについて、これについてはその使途の目的に合致するものであれば自由に使っていていいと、そういうような回答ではなかったかなと推察するところがございます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） よろしいですね。

○6番（久我真澄君） もう1回、どうですか。もう1回聞きたいんですが、大丈夫ですか、議長。

○議長（田邊明佳君） ここでこの答弁はされたと私は考えますが。内容にもよりますが。

○6番（久我真澄君） 1点だけ。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） あえて、またさらに時間をいただいて申し訳ないんですが、これは合致するかしないかという判断が結構難しいところにあるかと思えます。これを総務省の担当で駄目だということであれば、何で駄目なのか、今言われた内容で駄目なのか、あるいはもっと近い方法があるのではないかと。その辺の創意工夫でこのふるさと納税を使う。

要するに、地域の活性化、これは返礼品が出るのは地域の活性化ということでつながるわけですから、この地域の活性化に使うんだということで使えないかと、その辺のいろんな方策があるかと思えますので、その辺を是非ともつなげていただく。つなげていただくための協議会は、設置はどうでしょうか。再質問です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 先程も話したとおり、農産物を返礼品のスペックにさせていただいている方全てがそういった思いに至っているのであれば、協議会もしくは総務省のほうに再度確認する必要性はあるのかなと思えますが、中にはしっかりした価格を下げないで、自信を持ってブランド化だということで返礼品に充てていただいている事業者もあります。

その農産物という枠組みの中で考えるのであるならば、その出荷をしていただいている、返礼品に対応していただいている事業者全員の考えが一致しないと、そこは前に進めないと

思っております。

再度、総務省のほうには確認をしますが、今この段階では出来ませんというお答えしか出来ませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで、6番、久我真澄議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 酒 井 康 雄 君

○議長（田邊明佳君） 次に、4番、酒井康雄議員の発言を許します。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 議員になりまして3年目となります、酒井です。昨年、第2回定例議会で質問しました睦沢教育の進捗状況についてお聞きいたします。

1点目、睦沢町、こども園・小学校・中学校、一貫教育のこれまでの取組の経緯、成果と課題は何かということ。2点目、小学校及び中学校のこの1年のGIGAスクールの取組の内容、成果と課題は何か。3点目、意欲を引き出す家庭学習の指導の在り方とは、以上3点について質問します。

睦沢町は、令和元年より0歳から15歳までの一貫教育を掲げ、近未来的教育の在り方を研究し実践してきました。現在も施設分離型で学習しています。その中で、地域の教育力を活用したコミュニティ・スクールを展開し、児童生徒の人間力・社会力を身につけさせる睦沢教育を構築しつつあります。睦沢町園小中一貫教育の基本方針として、郷土を誇りに思う心と人間力、社会力の育成及び生涯にわたる幅広い学びの推進を目指し、3年目がたちました。

この中で町教育委員会では、3年間、子供たちの実態をアンケート調査し、連続したカリキュラムの作成を行い、実践していく中で修正を図ってきました。また、0歳から15歳までの教育を途切れることなく一貫した教育理念の下、将来に向けたたくましく生き抜く力を培った子供たちに育てるとともに、学校を核として家庭・地域社会・行政が協働し、学校や子供たちを支える地域ぐるみの教育を両輪として、人間力と社会力を備えた人間に育てる教育を目指してきました。

本町の一貫教育方針は、学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクールとして地域総がかりで児童生徒を見守り、育てることを柱にしてきました。その中で、教職員の意識に変化が見られてきました。睦沢町には、教職員の研究団体である睦沢町教育振興会があります。睦沢教育第49集に令和2年度の取組の成果が詳細に示されていますが、是非町民にも

子供たちの変化や研究・研修の一端を今後もホームページ等で一報いただけると期待しております。

ここ2年間は、園小中一貫教育推進に向けこれまで8分科会に分かれて研修してきましたが、3年目から部会を再編され、園小中の教職員の共通理解の下、一貫教育に努められ、新たな方向を見いだしているに聞いております。その方向とはどのようなものでしょうか。

人間力・社会力の中でも、とりわけコミュニケーション能力の育成が中心課題であり、主体的で対話的、深い学びで出来る場面の設定など、意図的な編成に取り組んで来た昨年回答をいただきました。

園小中という公私の壁を超え、一貫校として15年間の連続した学びにより、新しい睦沢教育の成果が歩み始めたことと捉えてよいのでしょうか。さらに、指導方法の統一など、授業改善を図る取組を行い、評価の面でも単年度評価でなく継続的に9か年の学力の変化を個々に追跡して絶対評価を取り入れ、個別指導に生かしていきたいと回答いただきました。この点についてはいかがでしょうか。そのことにより、教科ごとの指導すべき重点も改善されて来ているのではないのでしょうか。

実践面では園児が児童と合同学習、今年度はオンラインでの取組をしたり、小・中学校で乗り入れ授業をすることで児童・生徒同士や児童・生徒と教師の相互理解を図り、切れ目のない教育を進めることにより、児童生徒の学習姿勢の定着が図られ、落ち着いた雰囲気の中で授業が進められているようですが、いかがでしょうか。

次に、今年度スタートしたGIGAスクールの実践に向けて、ICTの活用を図り取り組みましたが、当初、ネックとされていたタイピングの速度が上がらないことにより、パスワード、検索後、資料づくりの入力等にストレスが多く見られました。しかし、各学年に応じたキーボード入力のドリル学習が徐々になされ、ほとんどの児童・生徒が授業にストレスなく進められているようです。今までにない取組として、オンラインでの授業参観、公演、授業等を計画し実践しました。この実践が報道機関に取り上げられました。

オンライン授業の実践により、欠席児童の中には自宅でオンライン授業を受けることができ、学習の遅れを最小限にすることや、教室で授業を受けられない児童にも支援出来る環境の整備が進んでいるようですが、いかがでしょうか。

オンライン授業を1人の教員で行うことにより、課題もあるようです。動画配信の工夫、教材準備、リアルタイムの評価など、解決していかなければならない点もあるようです。この点も含め、お答えください。



次に、家庭学習の在り方についてですが、睦沢教育において、学習の習慣化、基礎・基本の徹底、学習支援を配置しての個に応じた指導の充実を図ってきました。15年間を一貫したカリキュラムにより、各学年、個人の能力に応じたドリル学習や学習課題を持たせ、家庭の教育力を図り、効果を上げつつあると思います。短時間で集中して取り組み、一日一日の復習をすることにより学習内容の定着が図れ、授業中の学習効果につながるとは思います、いかがでしょうか。

今後は、学習意欲を起こさせたり、持続可能な学習方法のマニュアルづくり、学習後の評価などきめ細かな指導が持続可能な新たな家庭学習の在り方となると思います。その中で、クロームブックパソコンを活用した調べ学習、レポート作成、eラーニングを活用、プログラミングなど多様な学習が期待されます。睦沢スタンダードという合い言葉がこの取組を推進していくこととなるのでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 酒井康雄議員のご質問の睦沢教育の現状と課題については、教育長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（田邊明佳君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 酒井康雄議員のご質問にお答えいたします。

睦沢教育の現状と課題について、小学校及び中学校のこの1年の一貫教育の取組経緯、成果と課題は何かについてですが、本町では小学校再編2018年を機会に連携から園小中一貫教育へと転換し、2020年4月施設分離型の園小中一貫教育をスタートし、2年目を迎えました。

今年度の取組としては、園小中学校の全教職員が6部会、園・小接続部会、国語部会、英語部会、総合的学習の時間部会、特別支援教育部会、健康教育部会に分かれ、年間30回の授業研究と授業参観・全体研修を実施し、研究主題「豊かな人間力や社会力を身につけ、自らあゆみ出す15歳の育成」に向けて、コミュニケーション能力を中心とした系統的・横断的な指導の在り方について研究を進めてきました。

成果としましては、校種別の教職員が一緒に指導案づくりや研究授業後の協議を重ねてきたことで、園児・児童・生徒への学習内容や学習の取組の共通理解を図ることが出来ました。また、取組を進めていく中で、授業の改善や生徒指導において大きな役割を担っております。特に、授業改善については、自己肯定感や主体的な学びの実現に向けて、互いを感じ、認め合い、磨き合いをする中で共に成長することの出来るペア学習やグループ学習を多く取り入

れる授業を展開したことで、生き生きと活動する園児や児童生徒が見られるようになりました。

また、令和4年度には、これまでの取組を踏まえ、園小中一貫教育公開研究会を10月に予定しております。研究発表、授業公開、見識のある方からの指導講評と、これまで本町で進めてきたことの成果の確認や振り返りを実施したいと思います。是非、お時間が許すようであれば、議員の皆様にも見学をお願いいたします。

なお、コミュニケーション能力を高めるための課題としては、対面でマスクをなくし、表情やしぐさなど相手の表現がより分かりやすい形で行う必要があることから、コロナ禍により画面を通したオンラインでは十分出来ない部分もございました。特に幼少期に、保護者や友達、目上の人などとのコミュニケーションは将来にわたり大変重要との認識であり、今後どのような形で行うのがよいか、園小中学校と連携し工夫や改善に努めて参りたいと思います。

次に、小学校及び中学校のこの1年のGIGAスクールの取組内容、成果と課題は何かについてですが、まず取組内容として、小中学校のICT担当教員、千葉工業大学、教育委員会でICT推進委員会を立ち上げました。

本会では、教員の研修やクロームブックの活用方法、疑問等を協議し、授業等に反映して参りました。その結果、オンライン授業以外の通常授業でもクロームブックを使用する時間を多く取り入れています。授業で頻繁に使用することにより、タイピング能力の向上にもつながっています。また、授業以外ではこども園と小学校でのオンラインでの交流会、授業参観の配信などクロームブックを子供だけでなく保護者も交え活用したことで、コロナ禍でも安全に行事を行えることが確認出来ました。

このことから、成果といたしましては、教員の創意工夫によりクロームブックを活用した授業や行事等を行い、子供たちの学習方法の幅と質の向上が図られております。今後も園小中学校の教職員とともに前に進めて参りたいというふうに思っております。

また、今後の課題といたしましては、ICTメディア、パソコン、スマートフォン等を活用していくに当たり、情報を正しく活用していく能力と情報を扱う上で守らなければならない最低限のルールやマナーを指導していく必要があります。ICT推進委員会でも協議しながら、家庭との連携を図りつつ、課題解決に向け推進して参りたいと思います。

次に、意欲を引き出す家庭学習の指導の在り方とはについてですが、家庭学習とは、与えられた課題を行う宿題と自分で課題を見つけて行ったり、興味関心があることに進んで取り

組んだりする自主学習があります。

本町では、子供たちが意欲的に家庭学習に取り組むよう自主学習に力を入れています。また、小学校時に家庭学習についての手紙を配布し、年齢に応じた学習時間や学習内容、学習の仕方を紹介したり、家庭へのお願いとして、学習環境の整備や子供がやる気になる魔法の言葉掛けを配布したりして、学校と保護者が協力した家庭学習の充実に向けても取り組んでいます。

さらに、令和3年度においては、GIGAスクール構想により、1人1台のクロームブックが整備され、端末の持ち帰りを行うことで教材である学習ドリルアプリの活用も始めています。

また、小学校6年生及び中学校3年生で行われる全国学力学習状況調査に合わせ、その前年の学年において町独自の標準学力調査を行い、結果とともに送られて来るフォローアップアプリを活用した個の課題克服にも力を入れております。徐々にですが、家庭学習の進め方も改善されて来ており、今後も学校と教育委員会、家庭とが連携し、よい方向に進むよう努めていきたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ご答弁ありがとうございました。いったんお聞きしましたけれども、研修・研究を教職員全体で行い、指導案づくりにも共通理解の上指導に当たっている。また、主体的な学びをグループ学習等、多様な学習方法で身につけさせている。対面でのコミュニケーションを図るということで、現在ちょっとコロナの関係で出来ない部分はカバーする意味で、オンラインで進めているということで、行く行くは対面でコミュニケーション能力をつけさせていきたいと。

また、家庭学習等もそうですが、クロームブックの多様な使い方、これについても、安全性またはネットワーク等の利用における利用の規約、そういったものを昨年ガイドラインを示されたものを家庭にも周知して問題なく使っているようにお聞きしますが、今後ともよろしくお聞きしたいと思います。

それでは、2回目の質問ですけれども、先程お話がありました、これまでの取り組んで来た睦沢町園小中一貫教育の在り方について、10月28日金曜日に自主公開研究会を開くことが予定され、教育課程においても、各市町村では見られない先駆的な実践事例の取組と合わせ、園児・児童・生徒の変容が見られる素晴らしい研究会となることを期待します。

教育委員会としても、開催に当たり必要十分な予算措置、開催準備、指導、助言をお願いしたいというふうに思います。授業展開について簡単に先程いただきましたけれども、これまでの国語科や中学校の道德教育の研究を踏まえ、総合的な学習の時間の先進的な取組を行うと聞いております。是非、特色ある睦沢町をアピール出来る、社会力を伸ばしている実践事例となることが期待されます。

そこで、計画されている現在分かる範囲での概要と、どのくらいの予算で行うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） ありがとうございます。来年度10月に予定しております公開研究会、先程、酒井議員のほうから10月28日の予定ということでございましたが、すみません、10月28日の予定だったんですが、ちょっと色々な都合でもうちょっと、2、3日前倒しになるかなという、今まだ最終決定しておりませんので、一応10月に実施ということでお願いをいたします。

まず、予算ですけれども、教育委員会とそれから町の教育振興会の予算で35万円で計画をしております。内容としましては、午前中に、小学校と中学校別に授業公開、それから午後は全体会で、今までの取組を見に来てくれた方々に、研究内容について研究発表を、今の段階では睦沢中の体育館のほうに全員に移動してもらって研究発表を行い、それから、一貫教育に携わっている見識の高い方をお呼びして、講師として講演をいただくというような予定になっております。あとまだ細かいところにつきましても、それ以上決まっておりますので、大方そのような予定で、今、計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 10月28日に予定されているのが変更ということで、各管内の行事調整に図っている中で、是非全員、多くの方の参加が望めるような日を、再度設定していただければというように思います。

それでは、3回目の質問をさせていただきます。

先程お話がありましたGIGAスクールの実践の中で、プログラミングの学習も2年目の課題ではないでしょうかということで、2020年から小学校ではプログラミングが必修となり、子供向けのプログラミング教育が関心を集めています。

その中で特に注目されているのが、プログラミングソフトであります。ブロックを組み合

わせて、ゲーム、音楽、アニメーションを簡単に作ることが出来るプログラミング言語であります。初心者でも簡単にプログラミングが出来ることから、小学生にお勧めのプログラミング言語ではないかと思えます。千葉工業大学との研修の機会もあるようですので、それを利用して取り組んでみてはどうでしょうか。

この1年、予想以上に成果が上がっているように捉えることが出来ました。児童・生徒の成長を教職員、教育関係者、地域住民の共同活動が子供たちの学習活動に伝わり実践されると捉えています。今日、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で学校行事が十分行えない中、試行錯誤の上、よい方向に向け努力されることを願います。

以上で私の質問を終えます。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、プログラミング系のソフトの関係ですが、現在導入しておりますクロームブックにはワークスペースというものがございまして、その中に学習支援アプリとして、スクラッチ、ビスケットのアプリは入れてございます。

もう既に、授業の合間で子供たちにそれを使った指導は始めております。なので、今後その指導の在り方、教え方については、高度な部分に持っていけるように進めていきたいなどというふうに考えております。

なお、このスクラッチ、ビスケットにつきましては、いわゆるノーコードと呼ばれる、先程酒井議員のご説明にもありましたが、画像をパソコンで言うところのDOSからウィンドウズに変わったような、画面の中でマウスを使って作れるようなソフトになりますので、これはある程度能力が高くなくてもプログラムを作れるということで、なるべく低い年齢のときからそういうところに携わせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） これで、4番、酒井康雄議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第4、議案第1号 睦沢町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

平山企画財政課長。

○企画財政課長（平山義晴君） 議案第1号 睦沢町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業は、町が実施する地方創生の取組を民間企業が寄附金による支援をすることで、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組をより加速させることを目的として、国により平成28年度に設立された制度になります。

本制度を活用するためには、地方版総合戦略を基にした地域再生計画の認定を国から受ける必要があります、本町の地域再生計画は令和3年3月31日付で認定を受け、令和3年度から企業版ふるさと納税に取り組んでおります。

企業版ふるさと納税の効果として、寄附を行った民間企業の税額控除や寄附をいただいた市町村の財源が増えるといったものだけでなく、企業版ふるさと納税を通じた民間企業とのパートナーシップの構築やさらなる地方創生の推進が期待出来ます。

本条例についてですが、企業版ふるさと納税による企業からの寄附金を適正に管理し、第2期総合戦略における各種施策を推進するために設置するもので、特に第1条では基金の設置目的、第3条では管理方法、第6条では基金の処分について、最後に附則において施行期日を定めております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（田邊明佳君） なしですね。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第5、議案第6号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

平山企画財政課長。

○企画財政課長(平山義晴君) 議案第6号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算(第9号)について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分に係る経費を計上するとともに、令和3年度の各種事務事業の実績見込みなどから補正額4億8,179万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ41億678万5,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税の軽自動車税環境性能割は、令和3年12月末まで延長となった1%の臨時的軽減対象車による影響及び新車登録台数の減少により減額をいたしました。

2款地方譲与税から12款地方交付税については、実績見込みにより加減し、普通交付税は決定額を計上いたしました。

14款分担金及び負担金は、各事業の実績により加減いたしました。

15款使用料及び手数料において、地域優良賃貸住宅家賃及び町営住宅家賃は1名の退去者

があったことによる減、こども園保育料は、新型コロナウイルスの影響でこども園が臨時休園したことに伴い、保育日数が減少したことにより減額をいたしました。

16款、17款国県支出金については、各種補助事業等の実績を見込み加減し、国庫支出金では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、本年度に実施する事業について増額をいたしました。

18款財産収入は、奨学資金貸付け基金利子について、延滞利息分の徴収見込みにより増額をいたしました。土地売払い収入は、町有地の売却に伴い増額をいたしました。物品売払い収入は、町所有のトラックを売却したことにより増額をいたしました。

19款寄附金については、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を実績見込みから増額いたしました。また、一般寄附金について、実績により増額をいたしました。

20款繰入金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、該当する事業に充当したこと、起債充当から基金充当へ財源更正をしたこと、また、歳出の決算見込み等から加減をいたしました。

23款町債については、土木施設整備事業債で、社会資本整備総合交付金により実施する特定地区公園事業に係る起債について、基金を充当したことにより減額をいたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款から11款まで、全体といたしましては各事業とも年度末に向けての事業実績見込み、あるいは精査に伴う加減であり、人件費につきましても実績見込みから精査をいたしました。

今回の補正について主なものを申し上げますと、2款総務費では、財政管理費でふるさと納税寄附金の増に伴い、ふるさと納税業務委託料及びふるさと納税受付システム利用料を増額いたしました。財産管理費における積立金は、将来の学校建設に向けた教育施設整備基金、健全財政堅持のための財政調整積立基金が主なものであります。また、戸籍住民基本台帳費は、行政手続オンライン化に向けた電算システムの改修委託料を増額いたしました。

3款民生費では、障害者福祉費で、障害福祉サービスの利用、主にグループホーム利用者の増による給付費を増額いたしました。

4款衛生費では、予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業における3回目接種に係る職員の時間外勤務手当や接種案内等の通知に係る経費を増額いたしました。

5款農林水産業費では、多面的機能支払い交付金で、令和4年度事業の前倒しの配分があったことにより増額をいたしました。

6款商工費では、新規事業者の申請により、町商工業近代化利子補給補助金を増額いたし



ました。

7款土木費では、道路新設改良費で、川島幹線においてグリーンベルトの引き直しに係る工事請負費を追加し、また、公園管理費で、社会資本整備総合交付金により実施している特定地区公園事業において、国からの追加配分により総合運動公園多目的広場の施設整備費を増額いたしました。

8款消防費では、災害対策費で、防災マップ作成委託料及び地域防災計画修正委託料について、実績により減額をいたしました。

9款教育費では、教育委員会、各学校、こども園及び社会教育に係る事業について、実績見込みから加減をいたしました。

以上が今回の補正に係る主な概要であります。第2表の継続費補正では、一般管理事務は地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務、また、情報公開、個人情報保護事務は、個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備支援業務に係る入札差金による減額であります。

第3表の繰越明許費は、戸籍住民基本台帳事務、社会資本整備総合交付金で実施する交通安全対策事業及び特定地区公園事業で、適正工期が年度内に確保出来ないことから繰越明許費を設定いたしました。

第4表の地方債補正は、土木施設災害復旧債で、国の災害査定結果により国庫補助対象経費が減となったことに伴い、起債対象額も減となったことにより減額をいたしました。

土木施設整備事業債は、施設整備費について基金充当したことにより廃止をいたしました。

以上よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第6、議案第7号 令和3年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 議案第7号 令和3年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、令和3年度事業の実績見込みなどから補正額797万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億6,166万4,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は、所得割額の増など実績見込みにより増額いたしました。

3款、4款、国県支出金は、新型コロナウイルス感染症に係る保険税軽減の国県補助金の増額が主な要因です。

6款繰入金は、保険基盤安定に係る保険税軽減対象者の実績見込みと、職員給与費、出産育児一時金、財政調整基金繰入金を歳出の実績見込みにより減額いたしました。

7款繰越金は、令和2年度からの繰越金を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、マイナンバーカードの保険証利用促進を図るリーフレット作成経費と、高額療養費の支給に係る被保険者の窓口申請の負担軽減を図るシステム改修経費を追加いたしました。

2 款保険給付費は、療養給付費等の実績見込みにより減額いたしました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、額の確定に伴い追加いたしました。

6 款基金積立金は、令和 2 年度からの繰越金の一部を財政調整積立基金に積立てをいたしました。

8 款諸支出金は、令和 2 年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 7 号 令和 3 年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第 7、議案第 8 号 令和 3 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第8号 令和3年度陸沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、令和3年度事業の実績見込みなどから補正額47万6,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7,235万3,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

新規合併処理浄化槽の設置基数は当初見込みと同数の15基でしたが、増高工事が発生したことにより、1款分担金及び負担金を増額いたしました。

また、6款繰入金、9款町債は、事業の実績見込みによりそれぞれ減額いたしました。

7款繰越金は、令和2年度の額の確定により増額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費は、公営企業法適用支援業務により、落札差金が生じたことによる減額です。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ございませぬね。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和3年度陸沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第8、議案第9号 令和3年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉野健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（吉野栄子君） 議案第9号 令和3年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、令和3年度事業の実績見込みなどから補正額4,101万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億5,395万7,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

3款国庫支出金から、5款県支出金及び8款繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより、それぞれの負担割合分に減額いたしました。

9款繰越金は、令和2年度からの繰越金を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、人件費等の実績見込みにより減額いたしました。

2款保険給付費は、第8期介護保険事業計画により、認定率及び給付費等の推計に基づき算定いたしましたが、施設サービス給付費の実績見込額の減により減額いたしました。

3款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス費等の実績見込みにより減額いたしました。

4款基金積立金は、令和2年度の保険給付費及び地域支援事業費の精算により、介護保険給付費準備基金に積立てをいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和3年度陸沢町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第9、議案第10号 令和3年度陸沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

白井健康保険課長。

○健康保険課長(白井住三子君) 議案第10号 令和3年度陸沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、令和3年度事業の実績見込みなどから補正額78万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億1,705万3,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増など、実績見込みにより増額いたしました。

3款繰入金は、保険料軽減対象者の実績見込みにより、保険基盤安定繰入金を減額いたし

ました。

4款繰越金は、令和2年度からの繰越金を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、人件費の実績見込みにより減額いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料軽減対象者の実績見込みにより減額いたしました。

4款諸支出金は、令和2年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和3年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時からといたします。

（午前11時51分）

---

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 1時00分）

---

◎議案第11号～議案第15号の一括上程、説明

○議長（田邊明佳君） 日程第10、議案第11号 令和4年度睦沢町一般会計予算から日程第14、議案第15号 令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの5議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 令和4年度睦沢町一般会計予算並びに4特別会計予算のご審議をいただくに当たり、提案理由のご説明を申し上げます。

現在の新型コロナウイルスの状況は、昨年末に新たな変異株であるオミクロン株の感染者が世界各地で発見され、その後日本でも感染者が発生し、本町においても3回目のワクチン接種等の対応を行っているところであります。

こうしたコロナ禍での本町における影響は、各種団体によるイベントの中止、飲食業では営業時間短縮や休業、建設業及び工業では資材の高騰や不足、農業では外食産業による消費の低迷等による米価の下落など、深刻なダメージを受けています。コロナ禍での状況は日々変化しているところですが、今後も1日も早く皆様が安心して生活出来るよう職員一丸となり全庁体制で対応して参りますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、これからの取組としては、令和3年度から令和7年度までの5か年で計画しております、第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略が2年目を迎え、基本目標である健康、子育て・教育、仕事、暮らしの各分野での施策を推進して参ります。

まず、人口減少対策といたしましては、生き生きとした睦沢町にするためには、若者世代が活躍出来る場が不可欠と考え、町有地を含めた土地の有効利用を進め、憩いと雇用の場を創出するため、町内各地域の持つポテンシャルを十分に生かせるよう、幾つかのゾーニングに分けた土地利用計画を進めて参りたいと考えております。

農業振興といたしましては、農業のスマート化への取組として、先端技術を利用した新たな農業経営の導入を促進するとともに、専業農家だけでなく、新たに農業を始めようとする方が兼業で取り組みやすい施策の検討を行います。



学校の施設整備といたしましては、昨年8月の議会全員協議会でご説明したところですが、令和3年度に小・中学校のコンクリート調査を実施いたしました。調査結果についてはまだ結果が示されておりませんが、この調査結果を踏まえた中で、将来の学校施設整備の参考にしていきたいと考えております。

まず、その第一歩として、こども園、小・中学校の保護者を対象に、令和4年度中にアンケート調査を実施し、町教育振興基本計画との整合性を図りながら、町民の皆様の意見が反映された、陸沢に合った災害など緊急時にも対応可能な施設を検討していきたいと考えております。

また、交流人口、関係人口の創出を引き続き推進し、皆様がここに住んでよかったと思っただけのよう、町民の満足度向上を主眼とした「田舎だけ先進地のまちづくり」を目指して、町の発展と住民福祉の向上に努めて参りたいと思います。

さて、最初に、町予算編成に当たり、国の経済状況を申し上げますと、「新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さが見られる」とされております。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。

このような中、国では新経済・財政再生計画の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、過去の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとの方向性が示されております。

次に、町の財政状況について申し上げます。

本町における財政の見通しは、基幹財源である税収及び地方交付税について、町税は新型コロナウイルスの影響による所得減少が懸念されておりますが、令和3年度の実績等から本町における影響は少ないものとして増加を見込んでいます。

また、地方交付税につきましては、国の地方財政対策において、対前年度6,153億円の増額となっていることから増額計上いたしました。しかし、地方交付税においては、人口による算定が大きく影響するため、今後、人口の減少に対し歯止めをかけなければ減額となる可能性があることから、地方交付税に大きく依存している本町の財政としては、決して楽観出来る状況ではありません。

また、財政の健全化を示す健全化判断比率は、令和2年度決算においてはいずれも早期健

全化基準を下回り、数値的には健全財政を堅持しております。しかし、今後の学校建設や施設の老朽化に対応するために計画的な積立てが必要であり、また特別会計への操出金についても、今後大きく減額される要因は少ないことから、依然として厳しい財政状況が続くものと考えております。

以上のことを踏まえ、令和4年度予算編成については、国の交付金を活用した新型コロナウイルス対策を始め、防災力の強化や福祉の充実、産業の振興、ICT教育の充実、地域の活性化に配慮しつつ、近い将来に多額の経費が想定される学校建設など、後年の負担を考慮して、令和3年度に引き続き枠配分方式とし、持続可能な健全財政を堅持するため歳出の縮減に努めました。

最初に、議案第11号 令和4年度睦沢町一般会計予算についてご説明申し上げます。

本予算の総額は、前年度と比較して1億1,500万円増額の34億7,700万円で、前年度比3.4%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税は、町民税ではコロナ禍による所得の減少は少ないものと見込んでいることに加え、固定資産税では、土地については地籍調査の影響による増額、償却資産については、令和3年度の新型コロナウイルス感染症による減免措置の終了や太陽光発電設備の新設による増額を見込みました。また、たばこ税では増税の影響による増額を考慮し、町税全体では前年度比3.2%増の7億3,490万4,000円を計上いたしました。

2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金では、前年度の決算見込み及び国、県からの情報を基に、それぞれ計上いたしました。このうち、ゴルフ場利用税交付金については、営業終了となったゴルフ場の見込額分を減額いたしました。

14款分担金及び負担金は、老人保護措置事業における措置者の負担額を計上いたしました。

15款使用料及び手数料は、こども園保育料については、3歳未満利用者負担額を計上いたしました。

16款国庫支出金は、防災安全事業に係る社会資本整備総合交付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増に伴い増額いたしました。

17款県支出金は、自立支援給付費等県負担金、重度心身障害者医療費補助金及び地域運動部活動推進事業委託金の増に伴い増額いたしました。

18款財産収入は、令和3年度で若者定住型賃貸住宅（リバーサイドタウン）1棟の売却が

完了したことにより減額いたしました。リバーサイドタウンについては、令和3年度に家賃補助制度が終了となることもあり、建物の売却について働きかけを行って参りたいと考えております。

19款寄附金は、ふるさと納税について、令和3年度からコンソーシアム（共同事業体）体制による運用を開始したことにより、寄附件数、寄附金額が増加していることにより増額を見込みました。

20款繰入金は、財政調整積立基金繰入金及び総合運動公園整備基金繰入金の増に伴い増額いたしました。

22款諸収入は、佐貫地区の水道管入替え工事後の道路舗装に係る経費で、長生郡市広域市町村圏組合からの水道事業本復旧工事負担金の増、また北山田区区民センター新設に係るコミュニティセンター助成事業助成金の増に伴い増額いたしました。

23款町債は、特定地区公園事業に係る土木施設整備事業債の減、また国の予算において臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたことによる臨時財政対策債の減に伴い減額いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出については、第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策分野、主要施策の実現に向けて予算計上をいたしました。

1点目の「健康一暮らしや交流が健康につながるまちづくり」では、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業で、むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどの郷を産業・健康・防災・観光等の地域の拠点として、さらなる利便性の向上を図るため官民連携により推進いたします。

地域自殺対策強化事業では、コロナ禍における感染防止のための制約等多種多様なストレスの多い生活状況の中で、身近な人々の心のSOSに気づき、支え合う地域社会を目指し、命の門番と呼ばれるゲートキーパー講座を継続実施するとともに、心の電話相談では日にちや時間を選ばず、いつでも相談が出来るよう体制の充実を図ります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業では、高齢者の医療及び介護における課題を踏まえ、健診結果から健康課題や認知症予防の内容を各地区の教室において実施していくなど、総合的なフレイル予防の充実を図ります。また、家族介護用品支援事業では、従来の助成要件の見直しを実施し、助成を受けやすいよう介護家庭の支援を行います。

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、国

の指針に基づき3回目のワクチン追加接種等を遂行して参ります。

予防事務では、コロナ禍における各種健（検）診の実施に当たり、感染防止対策を講じながら受診率向上に努めて参ります。

小児予防事務では、積極的な接種勧奨を控えておりました子宮頸がん予防接種について、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されたことから、令和4年度に12歳から16歳になる女子に個別勧奨を進めていきます。

保健事業では、運動の習慣化につなげるため、健康支援アプリの活用を推進し、健康の保持、増進を図ります。

2点目の「子育て・教育—健康な成長の循環を生み出すまちぐるみでの子育て・教育の推進—」では、1歳6か月、3歳児健康審査事業において、幼児の身体発育、精神発達を確認するとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、栄養等の指導を行います。また、3歳児健診に視力検査に加え眼科屈折検査を導入し、弱視の発見に努め、早期の治療につなげます。

教育委員会事務局運営事務では、第2次睦沢町教育大綱と第2期教育振興基本計画を着実に進め、園小中一貫教育の推進及び周知を目的に、公開研究会を実施し、県内に向けて園小中学校の取組を公開いたします。

また、学校における働き方改革の一環として、校務支援システムに保健機能を追加し、事務負担の軽減を図ります。

小学校及び中学校管理事務では、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、GIGAスクール構想により整備した機器を十分に活用出来るよう、千葉工業大学と連携を密に図ります。

地域運動部活動推進事業では、令和3年度からの卓球部と新たにバレー部を追加し、持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向け、休日の部活動の段階的な地域移行を実施し、合理的な部活動を実施いたします。

保健体育総務事務では、体育調査研究として令和3年度に実施したアンケート調査結果を基に、子供たちに肥満解消と体力向上プログラムの実践と検証を行います。

地域とともに歩む学校づくり推進支援事業では、引き続き地域学校協働活動推進員を介した学習支援ボランティアにより、学校の要望に応じて読み聞かせ等の学習支援、図書室・校庭の環境整備、子供たちの登下校の見守り等を実施するとともに、学校で居場所を見いだせない児童のために居場所づくりの支援を行います。

文化財保護事務では、コロナ禍により各種イベントの開催が厳しい中、各種団体の練習模

様や活動を映像収録し、インターネット配信や記録映像として残すことにより、文化財の活用や継承、保護につなげます。

3点目の「しごと—まちのポテンシャルを活かした多様な働き方・まちとの関わり方の創出—」では、農業振興事務において新型コロナウイルス感染症の影響により、米の消費が大幅に減少し米価が下落している状況を踏まえ、町内の主食用米作付農家を支援するとともに、稲作農家の生産意欲の減退や耕作放棄地、離農等を防ぐため、令和4年度産の主食用米を作付する農家に対し、種苗購入費用の一部を支援いたします。また、担い手である認定農業者や認定新規就農者に対し、営農意欲の維持向上を図るため、スマート農業機械の導入、大型草刈り機の購入、パイプハウスや園芸施設の施設整備等の補助を行い、営農継続に向けた支援を行います。

地方創生事業では、地域の魅力発信活動として、むつぎわふるさと応援隊や地域づくり活動を行う団体へ補助を行うとともに、関係人口の創出・拡大に向けた取組を実施していきます。

ふるさと納税事務では、引き続きコンソーシアム（共同事業体）体制として運用を行い、返礼品の発掘や開発に幅広く取組、寄附者の拡大を目指すとともに各事業の展開を図ります。

特定地区公園事業では、町民が健康増進や憩いの場として活動でき、またスポーツツーリズムにも寄与出来る多目的広場の整備について引き続き進めていきます。

一般管理事務では、働き方改革の一環として宿直業務について業者委託することにより、職員の業務負担の軽減を図ります。

4点目の「くらし—町民の豊かな暮らしを支える基盤づくり—」では、防災行政無線事務において、多メディア一斉配信システムを活用し、平常時には一般行政事務に使用するとともに、災害時等には、防災、応急救助、災害復旧に関する事務に使用することで迅速な情報連絡体制を整えます。

賦課徴収事務及びコンビニ交付事務では、引き続きコンビニエンスストアでの諸証明の交付や税金の収納を可能とするとともに、税金の支払いについてはスマートフォンのアプリを使用した支払いを可能とし、ITを活用した新たな行政サービスを提供します。

また、住民基本台帳事務では、マイナアシスト機器を導入し、個人番号カード交付申請書ID（QRコード）の読み取りから、顔写真の撮影、申請内容の確認、オンライン交付申請までに必要な作業についてワンストップで行えるよう整備いたします。

交通安全対策事務では、事業所における飲酒運転根絶のため道路交通法の改正があり、安

全運転管理者には、運転者の酒気帯びの有無を確認することが義務づけされたことから、アルコール検知器を導入し、酒気帯び運転の根絶に努めます。

社会資本整備総合交付金で実施する交通安全対策事業では、児童・生徒の通学路に指定されている上市場関戸線について、道路幅員が狭く線形の不良もあり、車の擦れ違いにも苦慮していることから、線形の見直し及び歩行空間の確保を図ります。

コミュニティ助成事業では、北山田区民センター新設に係る経費について、一般財団法人自治総合センターの補助金を活用し、地域におけるコミュニティ活動に必要な施設整備を支援します。

町単独道路改良事業及び町単独排水整備事業では、区長との意見交換会で要望のありました道路等施設について整備を進めて参ります。

住宅助成事業では、引き続きリフォーム助成を始め、定住促進のための住宅取得に係る補助を実施いたします。

以上、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第12号 令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民健康保険制度は、国民皆保険の要であり、地域の医療の提供と予防・健康づくりの推進のため、県と町の役割分担による運営、さらに公的な財政支援の拡充により財政運営の安定化が図られて参りました。

しかしながら、本町においては被保険者数が減少しているものの、依然として医療費水準は県内上位にあり、国保財政は予断を許さない状況ではありますが、財政調整積立基金の活用を行い、前年度の税率等を維持しながら、予防・健康づくりなど、きめ細かい保健事業をより積極的に展開し、住民の健康の保持・増進に取り組むべく予算編成をいたしました。

本予算の総額は、前年度と比較して2,184万6,000円減額の10億3,184万1,000円で、前年度比2.07%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は、減少傾向にある被保険者数及び新たに導入される未就学児の被保険者均等割額の軽減措置、加えて新型コロナウイルスによる所得への影響等、それぞれの要因を見込み、増額計上いたしました。

4款県支出金は、過去の給付実績及び被保険者数の推移から減額計上いたしました。

6款繰入金は、国保財政の安定した運営を図るため財政安定化支援事業繰入金を新たに計

上し、財政調整積立基金繰入金は前年度より減額で計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴収費、運営協議会費等を計上いたしました。賦課徴収費では、スマートフォンのアプリを使用した支払いを可能とし、サービスの向上を図ります。

2 款保険給付費は、過去の給付実績や被保険者数の推移を踏まえて、さらに最近における医療費の動向などを考慮し、減額計上いたしました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県全体の保険給付費を市町村ごとの被保険者数及び所得水準、医療費水準を基に県が算定した額を納付するものですが、本町の医療費水準は上位にあるものの、県が令和2年度決算余剰金を納付金の減算に充てたことから減額計上となりました。

5 款保健事業費は、特定健康診査の受診率向上対策として、AIによる受診勧奨事業を引き続き実施するとともに、コロナ禍での密を避けた健診体制に努めます。また、各種健康教室では、生活習慣病予防と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を踏まえたフレイル予防の取組の充実を図ります。

今後も先進予防型のまちづくり実現のため、必要な保健事業を行うことにより、健康保持と疾病の早期発見、早期治療を目指すとともに、医療給付の適正化を図って参ります。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第13号 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計予算については、農業集落排水施設の維持管理と特定地域生活排水処理事業により設置した合併処理浄化槽の維持管理及び新規合併処理浄化槽設置工事費を見込みました。

本予算の総額は、前年度と比較して340万6,000円増額の7,623万5,000円で、前年度比4.68%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、3 款国庫支出金、4 款県支出金については、新規合併処理浄化槽の設置基数を、これまでの実績等により見込んだ15基分の受益者分担金及び国・県からの補助金を計上いたしました。

2 款使用料及び手数料は、久保・北部地区の農業集落排水施設使用料と、令和3年度まで

に特定地域生活排水処理事業で設置した合併処理浄化槽の使用料で、対前年度55万3,000円増の2,093万1,000円を計上いたしました。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金、9款町債は、特定地域生活排水処理事業に係る起債借入金を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、職員1名分の給与及び負担金、公課費を計上、2款農業集落排水事業費は、農業集落排水施設の管理費を計上いたしました。

3款特定地域生活排水処理事業費は、1項施設管理費では、合併処理浄化槽411基分の保守点検及び法定検査に係る手数料、汚泥の処理料等維持管理費、2項事業費では、新規合併処置浄化槽15基分の工事に係るもので、合わせて3,207万3,000円を計上いたしました。

4款公債費は、両事業の起債借入れに係る償還金を計上いたしました。

今後も生活環境の改善と公衆衛生の向上に努めて参ります。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第14号 令和4年度睦沢町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行を背景に、介護を社会全体で支えることを目的として創設され、介護を必要とする高齢者やその家族を支える制度として定着しております。令和4年度は、第8期介護保険事業計画に基づき令和3年度の決算見込みを勘案し、各サービス利用者数、サービス見込み量から保険給付費を見込み予算編成をいたしました。

本予算の総額は、前年度と比較して、3,915万1,000円減額の8億3,641万3,000円で、前年度比4.47%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款保険料は、被保険者数の推移及び所得段階構成の変化から増額計上いたしました。

3款から5款の国県支出金、支払基金交付金及び8款1項一般会計繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費の保険給付見込み等から、それぞれの負担割合により減額で計上し、8款2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金を前年度より減額で計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、介護保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴収費、認定調査費等、また令和6年度から令和8年度の次期第9期介護保険事業計画の参考とするための基礎調査の実施により増額計上いたしました。賦課徴収費では、保険料のスマートフォンアプリを使



用した支払いを可能とし、サービスの向上を図ります。

2 款保険給付費は、要支援・要介護認定者数の推移及び居宅サービス、施設サービス等の動向により給付状況を勘案し、減額で計上いたしました。

3 款地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業において、令和3年度からミニデイサービスを介護保険の通所サービスとして提供しておりますが、令和4年度においても引き続きケアプランの作成を通して、きめ細やかなサービスを提供して参ります。包括的支援事業では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの運営経費等を計上いたしました。

高齢化が進む中で、今後も保健事業と介護予防の一体的実施事業と併せて、地域の中で居場所や役割を持ちながら高齢者が可能な限り自立した生活が営めるよう取り組んで参ります。

以上、介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

最後に、議案第15号 令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える仕組みではありますが、少子高齢化の進展や高度な医療の普及、そして令和4年度以降団塊の世代が後期高齢者となり、医療費の増大とともに、現役世代の負担増が見込まれています。

このように、医療を取り巻く状況が変化する中、持続可能な制度の確保により、令和4年10月1日から一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担の見直しとして、2割負担が導入されます。

一方、保険料率については、令和4年度は2年ごとに行われる改定年度であり、1人当たり医療給付費の増加が見込まれるところではありますが、千葉県後期高齢者医療広域連合においては、被保険者の窓口負担の見直しとともに、保険料調整基金の活用等により令和4年度、5年度の保険料率は据置きとなりました。

本町の令和4年度の予算編成については、被保険者数の増を主な要因として予算編成をいたしました。本予算の総額は、前年度と比較して767万3,000円増額の1億2,394万円で、前年度比6.60%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、賦課限度額の引上げや被保険者数の推移から増額計上をいたしました。

3 款繰入金は、職員人件費と事務費に係る繰入金及び保険基盤安定繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、後期高齢者医療事業の運営に係る経費として、主に人件費及び徴収費を計上いたしました。徴収費では、スマートフォンのアプリを使用した支払いを可能とし、サービスの向上を図ります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増を主な要因として増額計上いたしました。

3 款保健事業費は、被保険者の健康保持増進につなげるため、人間ドック費用の補助を継続し、実績見込みから増額計上いたしました。

後期高齢者の保健事業としては、長年社会に貢献されてきた高齢者の健康づくりのため、健康診査や健康教育と併せて介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業などと一体的に取り組んで参ります。

以上、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和4年度一般会計並びに4特別会計予算の概要についてご説明をさせていただきました。

各事務事業の詳細については、機会をいただきましたら担当課長等から説明させていただきますと存じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました議案第11号から議案第15号までの5議案の取扱いについてお諮りいたします。

議案第11号から議案第15号までの5議案は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第15号までの5議案については、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

議案第11号から議案第15号までの5議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑

等は後日の日程にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第15号までの5議案に関する総括質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(田邊明佳君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月4日は定刻午前9時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 1時43分)